

逗子市消防本部公式 YouTube チャンネル運用ポリシー

(目的)

第1条 このポリシーは、逗子市消防本部消防総務課庶務係のアカウントにより、消防行政に関する動画を配信する逗子市消防本部公式 YouTube チャンネル（以下、公式チャンネルという。）を、市民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とします。

(名称及び管理運用主体)

第2条 公式チャンネル名は「逗子市消防本部公式チャンネル」とし、アカウント名は「逗子市消防本部消防総務課庶務係」とします。

- 2 運用するソーシャルメディアの種類は、YouTube（ユーチューブ）とします。
- 3 公式チャンネルの運用主体及び代表アカウントの管理は、逗子市消防本部消防総務課庶務係が行います。
- 4 公式チャンネルを管理運用するにあたって、動画の作成、投稿及び更新等にかかる事務は逗子市消防本部消防総務課庶務係で行います。
- 5 原則として、開庁時間内（平日の午前8時30分から午後5時15分）に発信します。

(公式チャンネルの管理運用者の明示)

第3条 公式チャンネルの管理運用については、なりすまし行為を防ぐために、管理運用主体として公式チャンネルのURLを逗子市消防本部ホームページに明示します。

(投稿内容)

第4条 公式チャンネルでは、次の各号に掲げるものを投稿します。

- (1) 逗子市消防本部が作成した動画
- (2) 逗子市消防本部の取り組み事業に関する事項
- (3) 消防広報に関する情報
- (4) その他、逗子市消防本部消防総務課庶務係が適当とみとめたもの

(運用ルール等)

第5条 公式チャンネルは、情報提供の手段として運用するため、原則として動画の配信のみを行い、動画に対するコメント等の投稿を停止して運用します。

- 2 市政についてのご意見・ご要望などは、逗子市ホームページ内の「各課へのご意見・お問い合わせ」をご利用ください。
- 3 YouTube を使った火災・救急・救助事故等の災害に関する通報は受け付けられません。

(著作権)

第6条 原則として、公式チャンネルに投稿している内容（動画等）の著作権は逗子市に帰属します。公式チャンネル上の内容の無断使用・転載、二次利用を禁止します。ただし、公式チャンネルへのリンクや、インターネット上で動画の「共有」機能を使用し、投稿していただくことは問題ありません。

(個人情報保護)

第7条 個人情報の収集、利用、管理について「逗子市個人情報保護条例」に準じて適正に取り扱います。

(免責事項)

第8条 免責事項について、次の各号のとおり定めます。

- (1) 逗子市消防本部消防総務課庶務係は、公式チャンネルに投稿した情報の正確性等に万全を期していますが、その全てを保証するものではありません。
- (2) 逗子市消防本部消防総務課庶務係は、利用者間若しくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者又は第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (3) YouTube サイト内に表示される広告や関連動画について、同アカウントより公開された動画を除き、本市とは一切関係がありません。
- (4) 上記のほか、逗子市消防本部消防総務課庶務係は公式チャンネルに関連する事項によって生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (5) YouTube の利用方法、技術的な質問、又はシステム状況等に関しては一切お答えすることはできません。
- (6) 逗子市消防本部消防総務課庶務係は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直しを行い、又は運用を削除する場合があります。

附則 この運用ポリシーは、令和4年8月1日から施行します。